

姫路市個人向け次世代自動車導入促進補助金 に関するQ&A

●補助金の交付申請について

Q1：姫路市民ではありませんが、姫路市内の事業所で勤務しています。補助金の交付対象となりますか？

A1：なりません。姫路市民（個人）のみが対象です。

Q2：電気自動車等の購入契約後に申請できますか？

A2：未登録（未検査）の電気自動車等であれば申請できます。Q3の答え（A3）も確認ください。

Q3：電気自動車等の車両登録後でも補助金の対象となりますか？

A3：なりません。

補助金申請後に市が行う補助金の交付決定日以後に初めて新規登録（検査）となることが交付の要件です。

Q4：新古車や中古車の購入は補助金の対象となりますか？

A4：新規登録（検査）済のため対象となりません。

Q5：展示車を購入する場合は対象となりますか？

A5：新規登録（検査）されていなければ対象となります。

Q6：外国産車の電気自動車等の購入でも補助金の対象となりますか？

A6：「一般社団法人次世代自動車振興センター（略称 NeV）」が定めるCEV（クリーンエネルギー自動車）であれば、対象となります。なお、輸入の中古車は対象外です。

Q7：新規に発売される電気自動車等は補助金の対象ですか？

A7：当該会計年度のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入補助事業）業務実施細則（車両等事業）別表1の【電気自動車】、【燃料電池自動車】及び【原動機付自転車】として記載されていれば対象です。年度途中で追加記載された車種も対象です。

Q8：予定購入価格等が分かる書類とはどのようなものがありますか？

A8：パンフレットでは売買金額が確認できないため、申請者宛ての見積書（写し）をご提出ください。

Q9：「交付申請書」等は、鉛筆や消せるボールペンで記入してもいいですか？

A9：必ず黒色ボールペン（消せないタイプ）でご記入ください。フリクションインキのボールペンなど消せるタイプのボールペンは不可です。

Q10: 補助金申請者と電気自動車等の所有者の氏名や住所は同じでないといけませんか？

A10: 補助金申請者と電気自動車等の所有者（ローン契約の場合は使用者）は同一の者としてください。

Q11: 自動車検査証に記載の「使用の本拠の位置」は申請者の住所以外でも補助金の対象となりますか？

A11: 自動車検査証の「使用の本拠の位置」と申請者の住所は同一としてください。同一でない場合は、補助金の対象となりません。

Q12: 申請時に必要な申請者が「市内に住所を有することが確認できる書類のコピー」は何がありますか？

A12: 免許証やマイナンバーカードやパスポート（住所表示があるもの）等のコピーを添付してください。申請様式の押印廃止に伴い、本人確認のためにも必要です。

免許証は両面を、マイナンバーカードはマイナンバーの部分をマスキングしてコピーしてください。

Q13: 「交付申請書」に押印は必要ですか？

A13: 「交付申請書」には不要です。

Q14: 「委任状」に押印は必要ですか？

A14: 「委任状」は、申請者の自署の場合は押印不要です。

氏名が自署でない場合は押印も必要です。押印する印章は認印で構いません。

Q15: 「交付申請書」等の訂正に修正液や修正テープは使用できますか？

A15: 使用できません。新たな書類に書き直すか、訂正箇所を二重線で見え消しして訂正印を押印してください。

Q16: 「交付申請書」を提出してから「補助金交付決定通知書」が届くまで、どれくらいかかりますか？

A16: 「交付申請書」に不備が無い場合、おおむね2週間で「交付決定通知書」を送付する予定です。

Q17: 先着受付となっていますが、同じ日に複数の申請があり、この日に補助件数の上限を超えた場合はどうなりますか？

A17: 上限を超えた日に申請した者全員を対象に抽選を行い、申請者を決定します。抽選は姫路市が実施します。

Q18: 「交付決定通知書」を手續代行者に送付してもらえますか？

A18: 手續代行者へ送付はできません。申請者本人に送付します。通知書が届かない場合はお問合せください。

Q19：補助金手続きの「委任状」に手続代行者の押印は必要ですか？

A19：不要です。ただし、委任者の署名又は記名押印が必要です。

Q20：申請の手続代行者が事業者ではなく、第三者の個人に委任できますか？

A20：できます。ただし、内容等について確認する場合がありますので、家族など電気自動車等の購入について理解・把握している者に委任してください。家族が申請者と同行して手続きされる場合は、委任状は不要です。

なお、委任状と手続代行者の身分証（氏名、住所、生年月日、顔写真がわかる免許証やマイナンバーカードなど）が必要になります。

Q21：交付申請書一式は、環境政策室へ郵送してもいいですか？

A21：郵送でもかまいません。郵送の場合の申請受付日は、消印の日ではなく環境政策室に申請書が届いた日となります。不備がある場合は、受付せずに返送する場合がありますので、内容を十分確認してから送付してください。郵送料は自己負担です。

●補助金の実績報告について

Q31：実績報告時に提出する「事業完了報告書」に記載する交付決定年月日及び番号が分かりません。

A31：姫路市から送付された「交付決定通知書」の右上に記載している「年月日」及び「姫路市個次第〇〇号」を記入してください。

Q32：「事業完了報告書」の提出期限はいつまでですか？

A32：当該会計年度の3月末日までです。

※3月末日が休日の場合、その前の平日が提出期限となります。

Q33：半導体などの供給が滞り、納車が遅れて年度末までに実績報告ができません。補助金は受けられますか？

A33：年度末までに実績報告ができない場合、補助金は交付できません。

●その他

Q41：リースやサブスクリプションで電気自動車等を利用したいのですが、補助金は交付されますか？

A41：交付されません。

Q42：残価設定クレジットを利用しますが、補助金の対象外となりますか？

A42：残価設定クレジットの期間が4年以上（電気バイクは3年以上）であれば、対象となります。補助対象の車両を4年以上使用することが補助金交付の条件となっているためです。

Q43：申請書等に記入する電話番号は自宅の電話番号だけで構いませんか？

A43：自宅と携帯電話どちらでも構いませんが、提出書類の内容を確認するため連絡する場合がありますので、平日9時～17 時頃に連絡が取れる電話番号をご記入ください。

Q44：郵送にて申請又は請求を行う場合、期限の当日の消印は有効ですか？

A44：いいえ。申請書等の受付日は、消印の日ではなく、書類が姫路市（環境政策室）に届いた日となります。

Q45：変更の届出は、どのような場合に必要ですか？

A45：申請者の結婚等で姓が変更となる場合や、転居、死亡などがあります。これらの場合は変更届出書と、変更の事実が確認できる書類（住民票の写しや戸籍謄本などのコピー）をご提出ください。

Q46：購入した電気自動車等を売却処分したいのですが、届出は必要ですか？

A46：取得財産処分届出書に記入して、提出してください。なお、4年以内に売却処分を行う場合は返還金が生じます。また、場合によっては使用の状況について、監査を行う場合があります。

Q47：個人の場合、誓約書に署名は自署でないといけませんか？

A47：自署で記入してください。

Q48：オンラインで手続きを進めたいのですが可能ですか？

A48：オンラインには対応していません。

Q49：窓口に行く際に、身分証明書は必要ですか？

A49：申請や請求内容の確認等が必要となる場合がありますので、ご持参ください。身分証は免許証、マイナンバーカードなどです。